

武蔵野市学習者用コンピュータ通信

第11号

発行

武蔵野市教育委員会指導課
令和3年10月

市ホームページにも、これまでのバックナンバーを含め掲載しております。

「学習者用コンピュータ通信」を検索していただくか、QRコードでアクセスしてください。



学習者用コンピュータ通信

検索



学習者用コンピュータ活用検討委員会での協議の様子をお知らせします。

○これまでに協議した内容

・適切かつ効果的に活用した授業における指導方法

→ 各校の実践事例を収集し、どのような場面での活用が考えられるか、実践事例集の作成に向けて協議を継続する。

・新たなクラウドサービスの導入について

→ 学習者用コンピュータは管理が必要な台数が非常に多いため、新たなアプリをインストールすることは原則行わず、クラウドサービス等を活用する。

→ 新たなクラウドサービスの導入にあたって、「アカウントを作成するもの」「児童・生徒の入力内容を学校が見ることができるもの」「児童・生徒の個人が識別できる画像や音声を扱うもの」等は、武蔵野市個人情報保護審議会に諮問して許可を得る必要がある。諮問の際は、市全体で共通に使用するクラウドサービスの導入について諮問する。

→ 市全体で共通に使用するクラウドサービスの導入を前提とする。

・発達段階に合わせた学習者用コンピュータの活用

→ 学年ごとに「学習者用コンピュータの操作や活用のスキル」をどの程度身につけるのか、市としての「目安」を作成する。

○今後、協議していくこと

・適切かつ効果的に活用した授業における指導方法

・デジタル・シティズンシップ教育について

・デジタル教科書の利用の効果や課題の整理について

等

3年間の試行期間の中で、学習者用コンピュータの運用方法は随時見直しを行います。そのために検討委員会では、教員や保護者の皆様から寄せられた意見を踏まえ、議論を行ってまいります。

「オンライン授業」？「オンライン学習」？ 言葉の整理を行いました。

学習者用コンピュータの導入により、「オンライン授業」「オンライン学習」などの言葉が様々な場面で使われていますが、使う方によってそれぞれに思いや考え方があり、言葉の指す意味について共通の理解を図る必要があります。

武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会での協議を踏まえ、家庭学習の支援としての、いわゆる「オンライン学習」の型を、以下の表にまとめましたのでお知らせします。

この表は、言葉の定義を明確にすることによって、言葉の指す意味について共通の理解を図ることが目的であり、記載している対応を各校が直ちに実施することを示すものではありません。

【学級閉鎖や臨時休業への対応】

名称	内容
オンライン授業 (全員オンライン型)	授業者と児童生徒をつなぎ、授業を行う。授業者と児童生徒、児童生徒同士がやり取りする。

【緊急事態宣言等で感染予防のため登校できないお子様や、不登校のお子様への対応】

名称	内容
オンライン授業 (ハイブリッド型)	在宅の児童生徒がオンラインで授業に参加し、教室での対面授業に参加している児童生徒と同様にやり取りして、1つの授業として授業を行う。
オンライン学習 (個別指導型)	教師が在宅の児童生徒と Google meet を用いてやり取りをしながら、1対1で指導したり、個別に教材や課題等を送信して提出を求めたりする。
オンライン学習 (動画配信型)	教師が事前に動画を作成し、児童生徒がオンラインで視聴する。
オンライン学習 (授業ライブ配信型)	在宅の児童生徒がオンラインで教室での対面授業の様子を視聴する。

※ お子様の個別の事情や各校の状況によって対応が変わります。どのような対応が可能であるかは、各校にお問合せください。